

議案第45号

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する  
条例の制定について

地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、上記条例の制定  
について議会の議決を求める。

令和8年6月11日提出

清水町長 辻 康 裕

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和41年清水町条例第16号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正箇所）

改正後	改正前
<p>（普通財産の譲与） 第3条（略） <u>2 前項に規定するもののほか、空き家となっている普通財産である住宅及び土地の利活用により、子育て世帯の移住及び定住の促進並びに地域コミュニティの維持を図るため、当該住宅に15年以上居住し、入居契約に定める事項を遵守し、かつ、適正に管理している者に、当該住宅及び土地を譲与することができる。</u></p>	<p>（普通財産の譲与） 第3条（略）</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。